



東温市公告第4号

森林経営管理制度における経営管理集積計画の取り消しに関する公告

令和3年3月29日に、下記森林に関して定めた経営管理権集積計画を取り消したため、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第9条の規定により公告する。

令和7年2月12日

東温市長 加藤 章



記

1 経営管理権集積計画を取り消した森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	備考
集積1	樋口乙 34	52-30	山林	1.88	
	樋口乙 56	52-52	山林	1.34	
	樋口乙 58	52-54	山林	1.10	
	樋口乙 59	52-55	山林	0.45	

2 経営管理権集積計画を取り消した理由

経営管理権集積計画の管理期間を見直し、新たに計画を策定するため

(教示)

- この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に審査請求書を提出して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。